

雪について、どのようなことでお困りですか？

車道や歩道の雪で困っている

- 道路の種類によりお問い合わせください。
- 国道7号…国土交通省弘前国道維持出張所（城東中央5丁目、☎ 28・1315）
 - 県道…中南地域県民局地域整備部道路施設課（蔵主町、☎ 32・0800）
 - 市道や私道など／道路の種類が分からぬ場合…道路維持課（茜町2丁目、☎ 32・8555）



自宅の雪処理に困っている

- 除排雪をお願いしたい…シルバー人材センターに依頼（有料）
- ▽受付時間 午前8時半～午後5時15分
- 問い合わせ先 シルバー人材センター（南袋町、☎ 36・8828）
- ※屋根の雪下ろしは行っていません。また、シルバー人材センターの会員が少ない地区など、依頼場所によっては対応できない場合があります。
- 雪置き場の場所を知りたい…市内4カ所に雪置き場があります（下図参照）。
- 雪寄せの場所に困っている…公園や緑地も雪寄せに活用できます。ただし、公園施設の破損防止のため、遊具やベンチ付近への雪寄せや大型重機などを使った雪寄せはしないでください。
- 問い合わせ先 公園緑地課（☎ 33・8739）

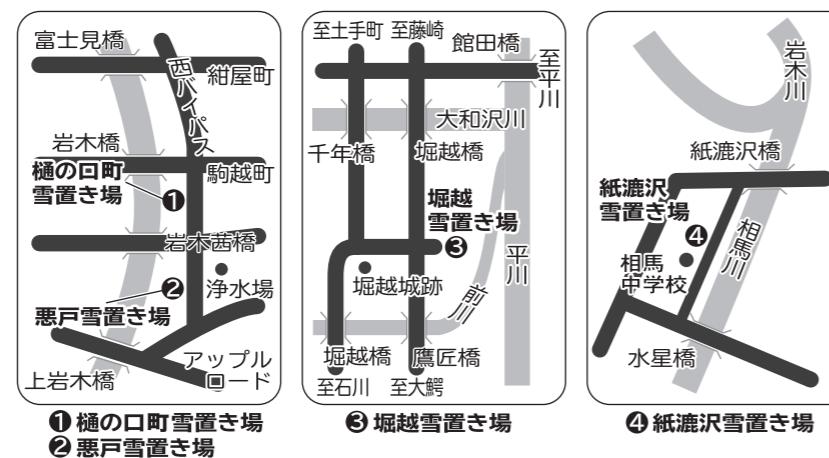


市内には4カ所の雪置き場があります

▽搬入期間 12月下旬～2月末日（予定）

▽利用時間 「樋の口町雪置き場」「悪戸雪置き場」は午前9時から午後5時まで、「堀越雪置き場」は午前9時から午後5時半まで、「紙漉沢雪置き場」は午前9時から午後4時まで利用できます。

■問い合わせ先 道路維持課（茜町2丁目、☎ 32・8555）



高齢や障がいなどで敷地内の雪処理が困難

市では、高齢者や障がい者など、自力で敷地内の除雪作業をすることが困難で、経済的に余裕がない人からの雪処理の要望に迅速に対応するため、地区により担当窓口を定めています。それぞれの問い合わせ先は次のとおりです。

※車道や歩道の除雪については、左記の道路維持課などへお問い合わせください。また、次見開きページに掲載の「社会福祉協議会の除雪支援事業」もご覧ください。

●弘前地区…障がいを持っている人＝福祉政策課（市役所1階、☎ 40・7037、40・7112）／高齢者＝介護福祉課（市役所1階、☎ 40・7114）

●岩木地区…岩木総合支所民生課（賀田1丁目、☎ 82・1628）

●相馬地区…相馬総合支所民生課（五所字野沢、☎ 84・2113）

そのほかの雪に関する問い合わせ先

●消流雪溝・流雪溝について…道路維持課（茜町2丁目、☎ 32・8555）

●雪による近隣トラブルに関する相談…市民生活センター（駅前町、ヒロロ3階、☎ 33・5830）

●空き家の雪について…建築指導課（市役所4階、☎ 40・0522）

●命綱・安全帯・ヘルメットの貸し出しについて…市民協働政策課（市役所2階、☎ 35・1664）

／消防本部（本町、☎ 32・5101）

市や社会福祉協議会などの各種制度や事業

屋根の雪下ろしボランティアを募集

弘前市ボランティアセンターでは、右記の「除雪支援事業」の対象世帯で、緊急性や作業の安全性などの状況を考慮し、屋根の雪下ろしが必要・可能と認められた場合、対象者とボランティアとの日程や人数の調整を行い、可能な範囲で対応します。

そこで、屋根の雪下ろしに協力してくれるボランティアを募集します。個人・団体など、多くの皆さんの申し込みをお待ちしています。

▽募集締め切り 平成30年3月31日

■問い合わせ先 弘前市ボランティアセンター（宮園2丁目、弘前市社会福祉協議会内、☎ 33・2039）



り災証明の発行

雪害により家屋などが損壊した場合、保険金の請求などに必要な証明書は下記の3カ所で発行します。

①弘前地区…防災安全課（市役所3階、☎ 40・7100）

②岩木地区…岩木総合支所総務課（賀田1丁目、☎ 82・3111）

③相馬地区…相馬総合支所総務課（五所字野沢、☎ 84・2111）

▽必要書類 印鑑、損壊箇所が分かる写真2枚程度（家屋などの全体と損壊箇所を写したもの）

融雪装置設置資金貸付制度

取扱金融機関などから貸し付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を市が負担します。

■問い合わせ先 スマートシティ推進室（市役所3階、☎ 40・7109）

社会福祉協議会の除雪支援事業

弘前市社会福祉協議会では地区社会福祉協議会と連携し、高齢や障がいなどで自ら除雪を行うのが困難な世帯を対象に、地域住民の助け合いによる「除雪支援事業（ボランティア除雪）」を行っています（除雪支援事業の流れは下図を参照）。



※対象世帯の玄関から道路までの通路確保の除雪に限ります。

各地区的社会福祉協議会が事前に調査

・対象世帯の調査と把握
・家族状況などを考慮して判断

対象となる

対象となる

地区社会福祉協議会の地域住民ボランティアが、対象世帯の玄関から道路までの通路の除雪を実施

除雪業者へ依頼するなど、各人で対応

■問い合わせ先

●弘前地区…弘前市社会福祉協議会（宮園2丁目、☎ 33・1161）

●岩木地区…弘前市社会福祉協議会岩木支部（賀田字大浦、☎ 82・2353）

●相馬地区…弘前市社会福祉協議会相馬支部（五所字野沢、☎ 84・3373）



津軽中部広域農道 冬期一部通行止め

津軽中部広域農道（愛称・やまなみロード）の市内十面沢から鰺ヶ沢町までの区間で、雪道の通行の安全確保が困難となるため、12月1日から3月31日まで通行止めになります。

この期間は主要地方道弘前鰺ヶ沢線を利用してください。

■問い合わせ先 農村整備課（☎ 40・7103）

